第四十三条の三の六第一項第三号中「第四十三条の三の二十二第一項」の下に「及び第四十三条の三の二十九第二項第二号」を加え、同条第二項中「第四十三条の三の二十九第一項」を「第四十三条の三の三十第一項」に改める。

第四十三条の三の九第四項及び第四十三条の三の十第六項中「第四十三条の三の三十第一項」を「第四十三条の三の三十一第一項」に改める。

第四十三条の三の十四ただし書、第四十三条の三の十五第一項ただし書、第四十三条の三の十六第一項ただし書及び第四項ただし書並びに第四十三条の三の十七ただし書中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第四十三条の三の二十第二項第十二号中「第四十三条の三の三十一第二項」を「第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同項第十三号中「第四十三条の三の三十一第四項」を「第四十三条の三の三十二第四項」に改め、同項第十四号中「第四十三条の三の三十二第一項」を「第四十三条の三の三十三第一項」に改め、同項第十五号中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第四十三条の三の三十三第一項中「第四十三条の三の二十八まで」を「第四十三条の三の二十九まで」に改め、同条第四項中「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に、「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に、「第四十三条の三の三十三第一項」を「第四十三条の三の三十四第一項」に、「第十六条の五」を「第十六条の四の二、第十六条の五及び第二十二条の七の二」に改め、「第四十三条の三の十六まで」の下に「及び第四十三条の三の二十九」を加え、同条を第四十三条の三の三十四とする。

第四十三条の三の三十二第三項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同条を第四十三条の三の三十三とする。

第四十三条の三の三十一を第四十三条の三の三十二とし、第四十三条の三の三十を第四十三条の三の三十一とし、第四十三条の三の二十九を第四十三条の三の三十とし、第四十三条の三の二十八の次に次の一条を加える。

（発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価）

第四十三条の三の二十九　発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その発電用原子炉施設における安全性の向上を図るため、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、当該発電用原子炉施設の安全性について、自ら評価をしなければならない。ただし、第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

2　前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならない。

一　発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する事項

イ　第四十三条の三の十四の技術上の基準において設置すべきものと定められているもの以外のものであつて事故の発生の防止等に資する設備又は機器を設置すること。

ロ　保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施するための体制を整備すること。

二　前号イ及びロに掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項

3　発電用原子炉設置者は、第一項の評価を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法その他原子力規制委員会規則で定める事項（第五項において「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

4　原子力規制委員会は、前項の規定により届け出られた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ずることができる。

5　発電用原子炉設置者は、第三項の規定による届出をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該届出をした評価の結果等を公表するものとする。

第四十三条の五第一項第三号中「もの」の下に「として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加え、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合においては、第四十三条の二十六の二第一項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定容器等の型式の設計は、前項第三号の原子力規制委員会規則で定める基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。

第四十三条の八第三項中「に係る設計及び工事の方法」を削り、同項第一号中「第四十三条の四第一項」を「使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法が第四十三条の四第一項」に改め、同項第二号中「原子力規制委員会規則」を「使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則」に改め、同項に次の一号を加える。

三　その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

第四十三条の八第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の場合においては、第四十三条の二十六の三第一項の規定により指定を受けた型式の同項に規定する型式設計特定容器等は、前項第二号の技術上の基準に適合しているものとみなす。

第四十三条の九第二項第一号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第二号中「原子力規制委員会規則で定める」を「第四十三条の十の二の」に改める。

第四十三条の十の次に次の一条を加える。

（使用済燃料貯蔵施設の性能の維持）

第四十三条の十の二　使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようにその使用済燃料貯蔵施設を維持しなければならない。ただし、第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

第四十三条の十一第二項中「原子力規制委員会規則で定める」を「前条の」に改める。

第四十三条の十四の見出しを「（合併及び分割）」に改め、同条第一項中「除く。）」の下に「又は分割の場合（当該許可に係る貯蔵の事業の全部を承継させる場合に限る。）」を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「法人又は」を「法人若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により貯蔵の事業の全部を承継した法人」を加え、同条第二項中「第二項」を「第三項」に改める。

第四十三条の十九第一項中「原子力規制委員会は」の下に「、使用済燃料貯蔵施設の位置、構造若しくは設備が第四十三条の五第一項第三号の基準に適合していないと認めるとき」を加え、「第四十三条の十一第二項」を「第四十三条の十の二」に改め、「ときは、」の下に「その」を、「対し、」の下に「当該」を加える。

第四十三条の二十六の次に次の二条を加える。

（使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明）

第四十三条の二十六の二　原子力規制委員会は、申請により、使用済燃料の貯蔵に使用する容器その他の使用済燃料貯蔵施設に係る器具のうち原子力規制委員会規則で定めるもの（以下「特定容器等」という。）の型式の設計について型式証明を行う。